

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市和田山町糸井地域 (竹ノ内区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 24 日 (第7回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業後継者が少なく、高齢、病気等で農地が管理できなくなると、草が生い茂るが、そういった放棄地がどんどん増え、獣が増え、区域離れが加速していく。
 農業者や、自己保全管理の草刈りは個人で行うこととなっているが、農業者の高齢化などで負担が増え、農地の縮小や、放棄地化が進む。
 機械、設備の老朽化、買い替えも出来ない。これも農業減少につながる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 区域内の農業用水路、農道、防護柵の管理
- 農業者の高齢化、耕作放棄等による農業リタイヤ農地の問題を村で協議する。
- スマート農業、新規就労者導入を進めて行く。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の水稻栽培等可能な農地を中心を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

中間管理機構の活用を進めつつ、地区内及び近隣地区の農業者と竹ノ内区が情報交換を行い、計画的に農地利用を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の認知度が低く、利用方法・メリットなどが浸透していないことから、パンフレットの配布、説明会を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地を守っていく上で、農業用水路の老朽化、畔の草刈り問題を考えると農地の大型化による作業負荷軽減と効率化に取り組む必要がある。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

竹ノ内区にてスマート農業の研究を区域内の農業者と一体になり行う。それに関連する準備を行うとともに、若手オペレーションの育成、栽培技術の研修を行う。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現段階では、区域内農業者で行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①侵入防止策管理(点検・修繕)を行い、また被害・目撃情報があった場合は、対策と侵入経路を確認する。
- ③区域内の農業者と竹ノ内区が一体となり、大型草刈り機・ドローン(肥料・農薬散布)導入を図る。